

「貸金業法」とは、消費者金融などの貸金業者に関する規制等を定めた法律のことです。

この法律は、多重債務問題の解決を図ること等を目的として、平成18年に改正法が成立し、段階的に施行されてきましたが、平成22年6月18日に完全施行され、次の点が大きく変わることとなりました。

1 総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

- 年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなります。
 - ・数社から借りている場合は、その借入れの合計が「収入の3分の1」以内であることが必要です。
 - ・銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など、貸金業者以外からの借入れは、含みません。
- 借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。
 - ・例えば、「源泉徴収票」、「確定申告書」、「給与明細書」など、1年間の収入がわかるような書類です。

2 上限金利の引下げ

- 法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げられます。

・元本が10万円未満	20%
10万円以上100万円未満	18%
100万円以上	15%

3 貸金業者に対する規制

- 法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

【重要なポイント】

- ◎ 借入れは収入の3分の1まで
- ◎ 借入れには年収の証明が必要
- ◎ ヤミ金（無登録の業者など）からは絶対に借りない
- ◎ 困ったら、あせらないで、まず相談